

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル インドネシア編

2018年3月

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課  
シンガポール事務所 知的財産部

### 第3節 意匠権の取得

#### 1. 産業意匠法の概要

2018年産業意匠法改正が議論されているところであるが、2018年1月時点で施行されているのは2000年産業意匠に関する法律第31号（2000年12月20日施行）である。

産業意匠法第1条は産業意匠を「姿態、形状又は立体又は平面における線、色彩、線と色彩、もしくはそれらの組合わせに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面をなし、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるもの」と定義している。

産業意匠法の概要は以下のとおりである。

- ・ 登録要件は、新規性のみ。新規性の定義は国内外で公表されていないこと。創作性、独自性は要件ではない。（第2条）
- ・ 新規性喪失例外が認められる。（第3条）
  - a. インドネシア国内又は国外における公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合。
  - b. 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合。
- ・ 産業意匠が公共の秩序、宗教又は道徳に違反する場合、産業意匠権は与えられない。（第4条）
- ・ 保護期間は出願から10年。（第5条第1項）
- ・ 共同出願可能。（第5条第2項）
- ・ 職務上創作された意匠は創作者に属する。但し、公務員の場合は使用者に属する。（第7条第1項、第2項、第3項）
- ・ 複数の産業意匠であつて、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するものも単一出願で出願できる。（組み物の意匠に相当）（第13条b）
- ・ 外国居住者が出願する場合は代理人を要する。（第14条）
- ・ 優先書類はインドネシア語翻訳が求められる。優先書類は優先期限後3ヶ月以内に追完

- 可能。(第 16 条) (優先書類や翻訳の認証は不要)
- ・ 出願日確保の最低要件は、1) 願書必要事項の記入、2) 意匠の見本、図面又は写真の添付、3) 出願料の支払い。(第 18 条)
  - ・ 出願から 3 ヶ月以内に出願公開する。(第 25 条)
  - ・ 出願公開から 3 ヶ月の間、第三者に異議申立の機会を与える。(第 26 条第 1 項)
  - ・ 異議申立のあった出願に対して実体審査が行われ、異議申立のない出願は自動的に登録される。(注：実際の運用では異議申立の無いものも実体審査している。)(第 26 条第 5 項)
  - ・ 審判請求制度はない。拒絶査定に不服のある場合は、査定から 3 ヶ月以内に商務裁判所に訴える。(第 28 条)
  - ・ 利害関係人は意匠権の取消を商務裁判所に訴えることができる。(第 38 条)
  - ・ 秘密意匠、関連意匠に相当する制度は存在しない。
  - ・ 部分意匠出願制度あり。
  - ・ 他人の産業意匠を侵害した者には、最高懲役 4 年、罰金 3 億ルピアが科せられる。(第 54 条第 1 項)
  - ・ 侵害は親告罪。(第 54 条第 3 項)

登録要件である新規性は、当初大変狭く解釈され、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向にあったが、最高裁判所が TRIPS 協定第 25 条第 1 項を引用して意匠審査における同一性の評価を実質的に同一かどうか判断すべきであるとの判決を下した (No. 22K/N/HAKI/2005) のを受けて、それ以降新規性の判断はやや範囲を広げて解釈されるようになってきている。この影響を受けて、侵害非侵害の判断も、実質的に同一であるかどうかを評価する (すなわち、同一の概念を類似まで拡張する) 考え方が取り入れられている。

産業意匠法によれば、出願から 3 ヶ月以内に公開され、公開から 3 ヶ月以内に何人も異

議を申立てることができ、異議がなければ自動的に登録される。公開は当初は紙による掲示板、最近ではウェブサイト上で行われていたが、いずれも検索が困難であったことから異議申立制度が十分機能せず、非登録事由を含む意匠が多数登録される事態となったため、運用では異議申立の有無に関わらず、全出願に対して審査が行われている。

実体審査においては拒絶理由に対する意見を述べたり補正を行ったりする機会は与えられない。

2018年1月現在有効な公開情報の検索方法は、第4節（商標権の取得）を参照されたい。公開される情報は基本的に書誌的事項と代表図面である。

## 2. 出願から登録までの手続き

意匠出願に当っては、以下の書類を著作権意匠局に提出しなければならない。いずれの書類もインドネシア語を使用すること。法務人権省地方支局やオンラインでの出願も受け付けている。

### 1) 願書

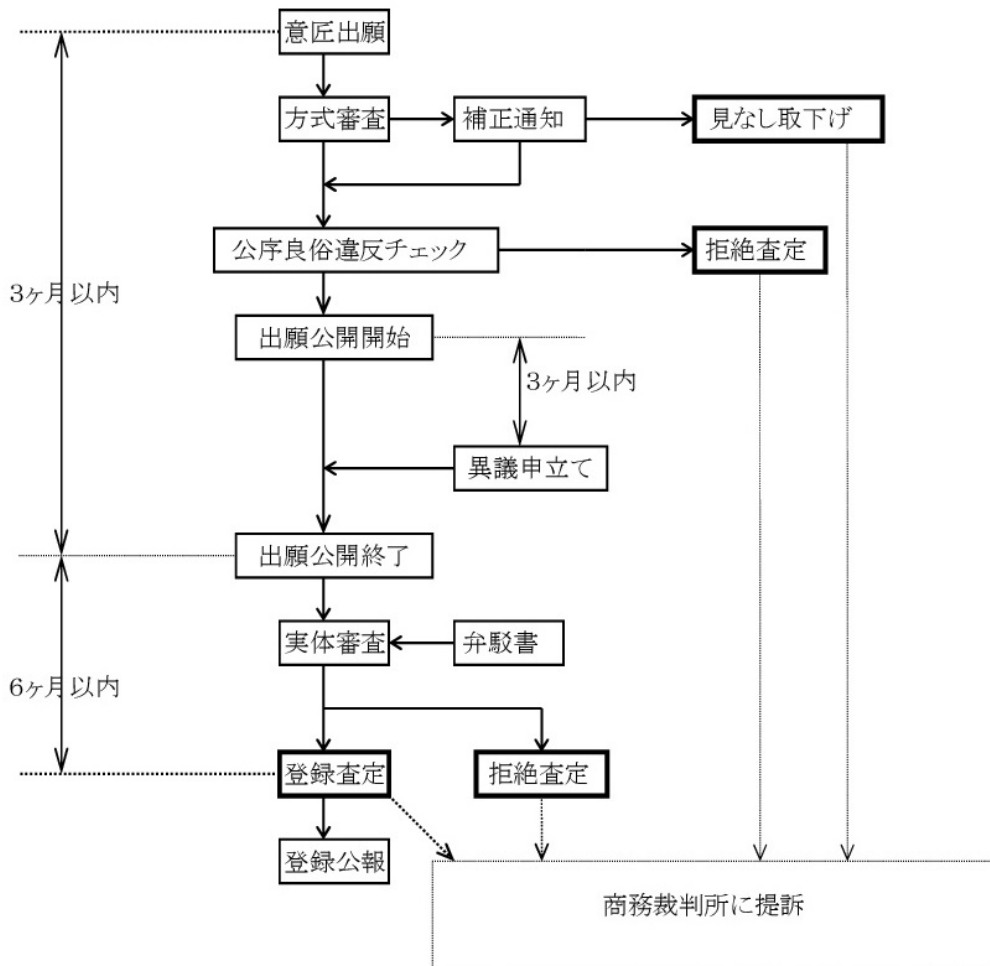
#### 記載事項

- (a) 出願年月日
  - (b) 創作者の氏名、住所及び国籍（共同出願が可能）
  - (c) 出願人の氏名、住所及び国籍
  - (d) 代理人の氏名、住所（在外者は代理人を通して出願しなければならない。）
  - (e) 優先権情報（優先権主張を伴う場合）
- 2) 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明
  - 3) 委任状（代理人を通して出願する場合）（包括委任状は認められない）（認証不要）
  - 4) 出願に係る意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの宣言書（職務創作の場合、創作者から会社への権利譲渡を宣言する）（認証不要）
  - 5) 優先権証明書（優先権主張を伴う場合）（全文翻訳が必要であるが認証翻訳である

必要はない。)

出願日は願書、意匠の図面等及び料金支払いをもって確保することができる(第18条)。それ以外の要件は、方式指令の日から3ヶ月以内(1ヶ月の延長可能)に満たさなければならない(第19条)。期限を過ぎても要件を満たさない出願は取り下げられたものとみなされる。(第20条)

意匠出願から登録までの流れを図一3に示す。



図一3 意匠出願から登録まで

産業意匠法第 25 条は以下の事項を出願日から 3 ヶ月間公開すると規定している。

- a. 出願人の氏名及び住所
- b. 代理人を通して出願される場合は、代理人の氏名及び住所
- c. 出願日及び出願番号
- d. 優先権を利用する場合は、最初の出願の国名及び出願日
- e. 工業意匠の名称
- f. 工業意匠の図面又は写真

意匠公開情報の検索方法は、第 4 節（商標権の取得）を参照されたい。

### 3. 出願・登録状況

知的財産総局は 2007 年度版模倣対策マニュアルに掲載されたような意匠出願状況を示すデータのまとめ方をもはや停止している。知的財産総局が公開するデータベースから各年の出願、登録、拒絶、取下の各件数を拾い集めてまとめたもの（表－4）と知的財産総局ウェブサイトが公開した出願件数の国別ランキング（表－5）を使って全体的な傾向を見ていくこととする。これらの表の間で 2015 年と 2016 年の出願件数が合致していないが、大体の傾向を見るには十分であるとする。

これらによると毎年 4,000 件程度の意匠出願が受け付けられており、この 10 年の出願件数はほぼ横ばいである。一方最終処分件数は 2010 年以前と以後で大きく変化している。

出願人の出身国別に見ると、インドネシア人による出願が圧倒的に多く、全体の 65%以上を占めている。諸外国の中では日本からの出願が抜きん出て多い。

表－4 意匠出願登録状況

年	出願	最終処分			
		登録	拒絶	取下	合計
2007	3,928	1,333	921	132	2,386

2008	3,864	152	566	84	802
2009	4,198	251	803	73	1,127
2010	4,058	131	481	106	718
2011	4,148	3,612	861	88	4,561
2012	4,535	422	889	129	1,440
2013	4,165	3,004	699	100	3,803
2014	3,594	3,804	718	84	4,606
2015	3,810	3,342	1,030	89	4,461
2016	3,786	2,812	645	4	3,461
合計	40,086	18,863	7,613	889	27,365

(出所：知的財産総局オンラインデータベースから算出)

表一五 国別意匠出願件数

順位	国名	2015	2016	2017年10月19日まで
1	インドネシア	2,626	2,521	1,657
2	日本	469	437	380
3	オランダ	104	126	106
4	アメリカ	199	90	81
5	イギリス	68	45	70
6	韓国	70	91	66
7	中国	44	94	61
8	フランス	21	17	41
9	イタリア	46	44	39
10	スイス	43	34	33
	その他	219	348	140

	合計	3,909	3,847	2,674
--	----	-------	-------	-------

(出所：知的財産総局)

#### 4. 意匠権の効力

意匠権の効力は、一定期間意匠を独占的に実施すること（第1条）であるが、第三者による実施が教育・研究を目的とし、意匠権者の利益を損なわない場合は容認しなければならない。（第9条第2項）

先使用者に対する通常実施権を認める規定はない。

ここで、意匠の実施とは、「意匠を使用した製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布」することと解される。（第9条第1項）

なお、インドネシア産業意匠法には「類似」という考え方が文言上取り入れられていないが、意匠権が及ぶのは形式的に同一の意匠に対してのみであるとする不都合が認識され、最近は実質的に同一かどうかを評価する傾向にある。

#### 5. 出願費用

意匠出願にかかる費用は添付資料に示すとおりである。出願時に払う出願料は登録までの費用をも含むので、別途登録料の支払いは不要である。



添付資料 5 : 意匠出願料金表

項目	単位	金額 (ルピア)
産業意匠の出願登録		
a) 中小企業		
1) オンライン出願		
a) 単一産業意匠	出願	250,000
b) 組み物意匠	出願	550,000
2) マニュアル出願		
a) 単一産業意匠	出願	300,000
b) 組み物意匠	出願	600,000
b) 一般		
1) オンライン出願		
a) 単一産業意匠	出願	800,000
b) 組み物意匠	出願	1,250,000
2) マニュアル出願		
a) 単一産業意匠	出願	1,000,000
b) 組み物意匠	出願	1,500,000
異議申立て		
a) 中小企業	出願	150,000
b) 一般	出願	500,000
産業意匠書誌情報抄録取寄せ	出願	150,000
優先権証明願	出願	150,000

産業意匠証明書の複写		証明書	150,000
産業意匠権譲渡登録申請			
a) 中小企業		登録番号	200,000
b) 一般		登録番号	550,000
実施権の登録		登録番号	350,000
産業意匠出願人名称・住所変更届			
a) 中小企業		登録番号	100,000
b) 一般		登録番号	200,000
産業意匠の取下げ			
a) 中小企業		出願	0
b) 一般		出願	200,000
第2条及び第4条に基づく産業意匠登録拒絶に対する反論			
a) 中小企業		出願	200,000
b) 一般		出願	400,000
産業意匠登録証明願		登録番号	200,000
産業意匠出願データの訂正申請		登録番号	200,000
産業意匠登録証の書誌事項誤記訂正（出願人による誤記）		登録番号	400,000

添付資料 13 : 意匠出願用紙

MINISTRIES OF JUSTICE AND HUMAN RIGHTS REPUBLIC OF INDONESIA.  
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

**INDUSTRIAL DESIGN APPLICATION FORM**

Filled by officer	:
(15) Application date	:
(22) Filing date	:
(11) Application number	:

I/we hereby :	FILLED BY OFFICER
(71) Applicant name :	( )
(86) Citizenship :	
Address :	
Phone/Fax No. :	
Tax Payer No. :	
Request a registration for Industrial Design	
With/without IPR consultant	
(74) IPR Consultant name :	( )
Address :	
Name of Legal entity :	
Address :	
IPR Consultant No. :	
E-mail address :	
Phone/Fax No. :	
(54) Title of Industrial Design :	( )
(72) Name and citizenship of the designer(s)	( )
Request for registration for Industrial Design is filed with/without priority right (30):	
(33) Country (32) The prior application date (31) Priority No.	( )
	( )
(51) Class of Industrial design (Locarno Class):	

I/We hereby enclosed :	
1 (one) copy:	
<input type="checkbox"/> Power of Attorney	( )
<input type="checkbox"/> Assignment	( )
<input type="checkbox"/> Declaration of Entitlement	( )
<input type="checkbox"/> Priority document and the translation thereof	( )
<input type="checkbox"/> Document (Application) of Industrial Design with priority and the translation thereof	( )
<input type="checkbox"/> Others (describe):	( )
3 (three) copies:	
<input checked="" type="checkbox"/> Description of Industrial Design or Description of Drawing	( )
<input type="checkbox"/> Physical example	( )
<input checked="" type="checkbox"/> Drawing or Photograph ..... (describe the number)	( )

Thus, this application I/We have proposed to be processed.

Person who file the application  
of Industrial Design

( )

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル インドネシア編

[著者]

ハキンダ・インターナショナル

山本芳栄

[発行]

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

シンガポール事務所 知的財産部

Hong Leong Building, #38-04 to 05, 16 Raffles Quay, SINGAPORE 048581

TEL: 65-6221-8174

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するもの